

介護職員の処遇改善に向けた調査研究

川口自由民主党市議団では、政策集「市民（あなた）への約束」の中で、介護職員の処遇改善、つまり賃金の妥当性に向けた調査研究を取り上げています。

先日、あるグループホームの状況を伺って参りました。職員は相変わらず入れかわりが多く、その原因の一つが給与待遇であり、一般職員で手取り15万円から16万円程度、年収にして200万円から250万円程度とのことでした。週1回は夜勤をするという勤務体制で、1人の職員が夜6時から翌朝の朝7時まで2ユニット18名の利用者を介護するという状況でした。

このような状況を改善すべく、平成21年度の介護報酬改定では、介護従事者の処遇改善に充てるとした介護報酬のアップがされたところですが、施設の維持等にその費用が充てられたり、もともと収支が赤字のところも多く、なかなか処遇改善に結びついていないことも伺っております。

そこで、1点目の質問ですが、このような介護の現場を支える職員の苛酷とも言える状況をどのように把握しておりますでしょうか。また、把握した内容はどのようになっていますでしょうか。

介護職員の報酬が十分でない一方で、特別養護老人ホームのベッド数はまだまだ足りないとのことで、現在24年度分も前倒しで開業申請を受け付けているとのことです。特に市街化調整区域の多い神根地域に集中して建設計画があるようです。

職員に対する報酬が十分ではないため、多くの施設では介護職員の確保に苦勞されているようで、何とかして人員の配置基準を満たそうとしている状況がうかがわれます。

すると問題のある職員や職場の和を乱すような職員であっても、やめられてしまうと人員の配置基準を満たせないということで職場を管理する側が遠慮がちになったり、職員の定着率が悪いために新人が配属されてもどうせすぐやめてしまうのだろうということでベテランの職員が新人教育に消極的になる事例も聞いています。

このように介護職員の働く環境の悪化は、最終的にはサービスの質の低下を招き、利用者にはね返るといことになるのではないのでしょうか。

そこで、2つ目の質問として、介護職員の処遇改善に向けて、介護職員実態調査を実施し、実態把握に努めていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

3つ目の質問として、介護の質の低下を防ぐためには行政の監視も必要と考えますが、特別養護老人ホーム等の介護施設やグループホーム等の地域密着型サービス事業所への実地指導はどのように行われておりますでしょうか。

安田恭一健康増進部長 御答弁申し上げます。

1点目でございますが、介護職員の処遇状況等につきましては、平成23年2月に市内介護施設等に従事する介護職員を対象に実施いたしましたアンケート調査、及び3月に介護職員等を対象に実施いたしました意見交換会で寄せられた意見、さらには市内介護事業者からの情報などにより把握いたしております。

平成23年2月に実施いたしましたアンケート調査におきまして、今の仕事に対する不安・不満を伺ったところ、複数回答を可能とした調査ではございますが、「仕事の割に賃金が安い」を選択した方が61.8パーセントと最も多い結果となっており、介護事業者の多くの方は賃金が安いと感じていると認識しております。

次に、2点目でございますが、平成23年2月に実施いたしましたアンケート調査や3月に実施いたしました意見交換会では、多数の貴重な御意見を伺うことができ、介護職員の処遇状況等の把握に効果的であることがわかりました。

今後は、昨年度実施いたしましたアンケート調査の対象者を広げ、内容をより詳細にし、介護職員の処遇や職場環境をよりの確に把握できる調査の実施を検討して参りたいと存じます。

次に、3点目でございますが、県内の特別養護老人ホーム等の実地指導につきましては、指定権者である埼玉県が実施しております。また、市指定のグループホーム等地域密着型サービス事業所に対する実地指導につきましては、新規事業所は事業開始後半年から1年の間に、既存の事業所はおおむね3年に一度の予定で実施しております。このほか6年間の指定有効期間の更新時にも実施しております。

以上でございます。

処遇改善は大変難しいところではありますけれども、ぜひ行政としても協力していただきたいと思っております。